

## 佐賀県“体感”SAGA BAR 支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内事業者がそのアイデアやノウハウ等を生かし、消費者に佐賀県の日本酒（以下「佐賀酒」という。）を中心とする県産品の魅力を体感してもらう取組を支援することにより、佐賀酒の認知度向上及び販売促進並びに「酒どころ佐賀」のイメージ確立を図るため、必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、県内事業者とする。県内事業者とは、県内に主たる事業所を有する事業者をいう。また、複数の県内事業者で構成される団体も対象とする。

2 補助事業者は、自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等など、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象経費及び補助率等は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 補助事業者が国又は地方自治体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が前項の補助金を申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を補助事業者に通知する。

- 2 知事は、前項において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく補助事業に要する経費の配分のうち、各経費区分間の20パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平

成 27 年 10 月 2 日付) に基づき、県内企業と契約するよう努めること。

- (4) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後 5 年間保管すること。
- 2 前項第 2 号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。
  - 3 第 1 項第 4 号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 規則第 7 条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から 10 日以内とする。

(補助事業の経理等)

- 第 8 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 9 条 補助事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第 4 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があっ

たときは速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第 12 条 第 5 条第 1 項の規定により、交付決定を受けた補助事業者は、規則第 12 条に規定する実績報告書（様式第 5 号）に必要書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。ただし、会計年度終了日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、直前の開庁日を提出期限とする。

3 第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 6 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。この場合の補助金交付請求書（精算払）は、様式第 7 号のとおりとする。

2 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。この場合の補助金交付請求書（概算払）は様式第 8 号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 9 号）を備え管理しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 17 条 取得財産等のうち、知事が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときには、知事の承認を受けなければならない。この場合の財産処分承認申請書は、様式第 10 号のとおりとする。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が 10 万円未満のものはこの限りでない。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に

定める。

(附則)

この要綱は、令和4年6月27日から適用する。

この要綱は、令和5年4月25日から適用する。

別表1 (第3条第1項関係)

経費区分	補助対象経費	補助率・補助上下限額
事業費	消費者に佐賀酒をはじめとした県産品等の魅力を体感してもらうための取組に要する下記の経費 消耗品費、人件費、賃借料(借損料)、商品運搬費、備品購入費、会場借上料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、雑役務費、保険料、委託費、専門家謝金、専門家旅費、コンサルタント契約料、報償費、負担金、手数料 <u>※酒類を小売販売及び有償で提供する際の仕入れ代は対象外とする。</u>	<b>【補助率】</b> 2分の1以内 <b>【補助下限額】</b> 20万円 <b>【補助上限額】</b> 100万円 ※補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	